

ふるさと往診クリニックのしおり

訪問診療について

since 2010



2018年度10月版

“訪問診療”の一般的なお話と、在宅療養についてのイメージをつかんで頂くためのしおりです。「家でやっていけるかしら」、「一人暮らしで具合が悪くなった時が不安」、「外来に通えなくなってきた」などのご不安が解消される一助になればと思います。

ふるさと往診クリニック

☎ 022-344-8987

Fax 022-344-8986

✉ clinic@furusato-oushin.jp

診療所開設のごあいさつ

平成 22 年 4 月 1 日

平成 12 年に介護保険制度が始まってから 10 年、平成 18 年に“在宅療養支援診療所”が新設されてから 4 年が経ちました。この間、在宅療養の基盤整備を急務として、多くの診療所・施設が誕生しましたが、それらは在宅療養の性質を十分に理解したものでなくてはなりません。平成 22 年に自身の生まれ育った地に“訪問診療主体の診療所”を開設しました。地域の方々が安心して療養生活をおくれるようにお役に立てればと考えています。

訪問診療を外来診療の中心にすることで、フットワークの軽い訪問診療を行います。また、在宅療養支援診療所の指定により、平時より定期診療を行っている方に対して、医療保険の適応のもとに 24 時間 365 日の対応を行っていきます。

外来通院が困難な患者さんを対象に、地域の訪問看護ステーションやケアマネージャーなどと密接に連携しつつ、計画的で安定した在宅医療を進めていきます。

ふるさと往診クリニック 院長 佐藤 泰彦

< 佐藤 略歴 >

仙台市（旧泉市）生まれ、向陽台小・中学校、東北学院榴ヶ岡高校卒。

1999 年 弘前大学医学部卒

東北大学脳神経外科入局

2006 年 日本脳神経外科学会専門医取得

2007 年 訪問診療開始（仙台往診クリニック）

2010 年 ふるさと往診クリニック開設



< 福士 略歴 >

青森県五所川原市（旧金木町）生まれ、函館ラサール高校卒。

1999 年 弘前大学医学部卒

2007 年 内科認定医取得

2009 年 医学博士号取得

2014 年 ふるさと往診クリニック赴任



何でも気軽に相談できる“かかりつけ医”を目指して頑張っています。

患者様、ご家族様が安心して生活できるようお手伝いさせていただきます。

< はじめに >

いろいろな理由で通院が困難になっておられる方、重症ではあるが現代の医療では治すことが出来ないような病気を患っておられる方、あるいは、入院という“非日常”ではなく、「住み慣れた環境の中で、家族に囲まれた中での生活をおくりたい」と考えておられる方たちが、“安心して暮らせる”ように医療保険上に制定されたものが、私どものような“在宅療養支援診療所（＝訪問診療を行う診療所）”です。

このしおりでは、この耳慣れない①在宅療養支援診療所についてと、②当院での訪問診療について、を説明して参ります。

< 訪問診療の対象となる患者さん >

次の1と2の両方に当てはまる方が対象となります。

1. 疾患の種類は問わず、病気や外傷による外来通院困難な方で医学管理を必要とする方が適応です。例えば、脳卒中後遺症・神経難病・外傷後後遺症はもとより、癌・認知症の方などです。
2. 既に在宅療養されているが“かかりつけ医不在”の方、現在入院中で退院して療養したいと考えておられる方、グループホームなど医師が常勤していない施設におられる方など、ご本人やご家族が在宅医療を希望される方が対象となります。

< 在宅時（施設入居時等）医学総合管理 >

- 計画的な医学管理が必要な方に、定期的な診療スケジュールを作成し、患者様と相談・同意の上で、月(1~)2回以上の訪問診療等を行います（在宅時医学総合管理）。365日24時間対応の体制でかかりつけ医となり、安定的な在宅療養を支援するのが在宅療養支援診療所です。

(ア)病状に合わせて相談しながら訪問予定日を設定し、定期的な訪問診療を行います（症状によっては毎日訪問診療を受けることもできます）。

(イ)「往診希望って程じゃないのだけれど・・・」のような相談に対して、電話相談（電話再診）します。

(ウ)急変などに対して、臨時往診を行います（救急車両ではないことと、その時の往診状況などによって、到着まで時間のかかる事もあります）。

< 当院の理念・方針 >

理念： 患者様のみならず、介護環境を含めた療養生活全体の臨機応変な支援。

同じ疾患・疾病名であっても誰一人として同じ生活をしている方はいません。画一的な“病名に対しての医療”ではなく、“各患者様の生活・生き方に合わせた在宅医療を展開して参りたいと考えています。在宅療養だからこそ、それぞれの患者様ごとの生活スタイルに沿ったものが必要です。

基本方針：

1. **訪問診療に特化：** 訪問診療を診療体制の中心におくことで、フットワークの軽い訪問診療・往診を行います。
2. **主治医担当制：** クリニックには2名の医師が在籍していますが、患者様毎に主治医を固定し、いつもその主治医が訪問診療を担当することで、個々の患者さんと深い信頼関係を築けるように努めます。
3. **コンパクトな訪問件数と訪問範囲の遵守：** 安定した訪問診療を継続するためには、常に訪問件数と訪問範囲のバランスをとって、診療スケジュールが過密にならないように計画する必要があります。これを遵守することで、円滑な定期訪問診療と臨時往診を維持していきます。
4. **プライマリーケア：** 外来通院が困難な患者様が対象ですから、疾患・臓器別に担当医がバラバラではいけません。合併症についても診療科目にとらわれない全科的診療を行い、生活環境の整備などを含め何でも相談の出来る“かかりつけ医”としての役割を担います。
5. **医療依存度の高い患者・癌末期などの重症者までを包括：** 在宅医療の分野は発展途上であり、訪問診療を行う医師がまだまだ不足しているのが現状です。当院では訪問診療の必要度が高い患者様を積極的に受け入れます。

< 当院で対応可能な医療的管理 >

呼吸器系： 在宅酸素、気管切開、人工呼吸器など

栄養： 経鼻経管栄養、胃瘻栄養、腸瘻栄養、中心静脈栄養など

尿路系： 尿カテーテル、膀胱瘻、腎瘻など

緩和治療： 癌性疼痛などの難治性疼痛に対しての疼痛コントロール

※ これ以外でも在宅で可能なほとんどの処置は対応します。

※ 在宅輸血治療については行っておりません。

検査：血液・尿検査、動脈血ガス分析、心電図、内視鏡、超音波、レントゲン検査など

※ いずれの検査も機械を持参し、御自宅で行います。

< 当院での在宅時医学総合管理の例 >

例1) 比較的に状態が安定している方の場合…、

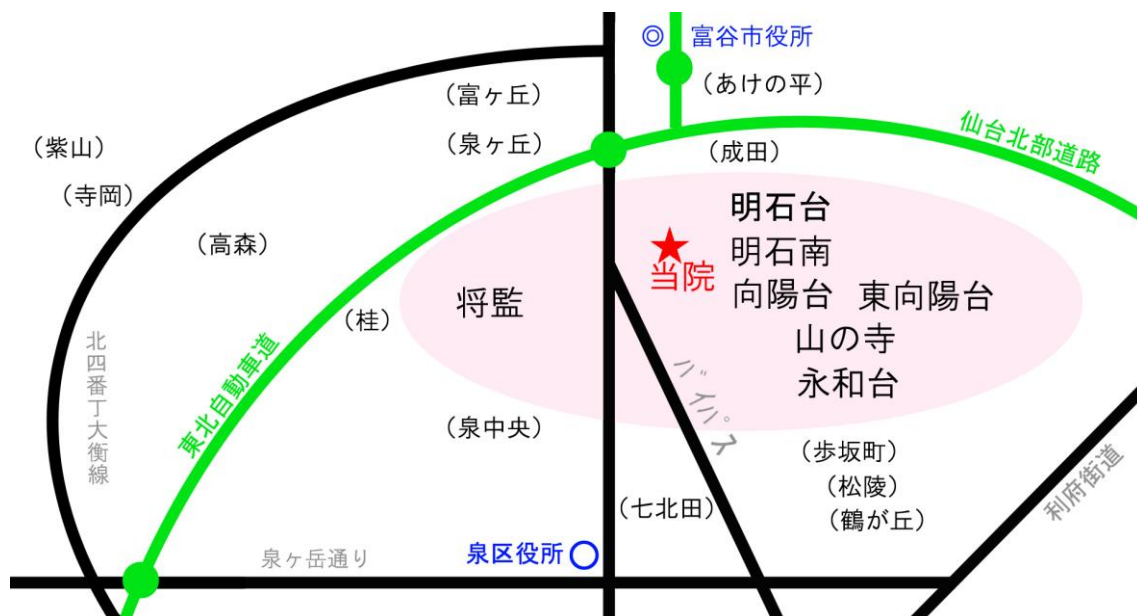
例えば、“隔週月曜日の訪問”というように予定日を決めて、月2回程度の定期訪問診療に伺います（スケジュールおよび緊急連絡先の記載された担当医表をお渡しします）。当日の訪問診療後に処方箋を訪問調剤薬局へ指示致しますので、その後に薬剤師によりお薬が配達されます（訪問調剤薬局を希望される場合）。

例2) 抗生剤点滴などの頻回の診療が必要な場合…、

癌終末期の患者さんや、肺炎などの点滴治療のために連日の訪問診療を要する場合があります。必要に応じて訪問看護ステーションと連携し、医師と看護師が訪問致します。

< 当院訪問エリアの目安：泉区・富谷市 >

※ () の地域はその時の往診状況により、対応できない場合があります。



< 標榜科目 >

内科、外科、脳神経外科、神経内科

- ※ 在宅療養支援診療所 (2010年4月届出)
- ※ 連携機能強化型在宅療養支援診療所 (2014年4月届出)
- ※ 在宅緩和ケア充実診療所 (2016年7月届出)
- ※ 地域包括診療料 (2017年11月届出)

< 診療時間 >

平日：月曜日～金曜日 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時

休診日：土・日・祝祭日、年末年始 (12/29～1/3)、盆 (8/13～16)

※ 緊急時はこの限りではありません。

< 医療費について（医療保険の適応です） >

➤ 70歳未満の方の場合

- 例えば、月2回訪問診療で、概ね6900～21000円/月程度です。

自己負担限度額：(限度額認定証)

区分ア=年収約1160万円～	252,600円+(医療費-84.2万円)×1%
区分イ=年収約770万円～1160万円	167,400円+(医療費-55.8万円)×1%
区分ウ=年収約370万円～770万円	80,100円+(医療費-26.7万円)×1%
区分エ=年収約～370万円	57600円/月
区分オ=住民税非課税世帯	35400円/月

- さらに、最近一年間に限度額超負担が3回以上ある場合は、4回目以降の限度額が、それぞれ140100円/月、93000円/月、44400円/月、44400円/月、24600円/月に軽減されます。

➤ 70歳以上の方の場合

- 例えば、月2回訪問診療で、1割負担の場合は、概ね2300～7000円/月程度です。2割負担の場合は、概ね4600～14000円/月程度です。3割負担の場合は、概ね6900～21000円/月程度です。

自己負担限度額：(限度額認定証)

3割	Ⅲ課税所得690万円以上の方	252,600円+(医療費-84.2万円)×1%
3割	Ⅱ課税所得380万円以上の方	167,400円+(医療費-55.8万円)×1%
3割	Ⅰ課税所得145万円以上の方	80,100円+(医療費-26.7万円)×1%
2割	課税所得145万円未満の方	18000円/月
2割	Ⅱ住民税非課税世帯	8000円/月
2割	Ⅰ住民税非課税世帯	8000円/月
1割	課税所得145万円未満の方	18000円/月
1割	Ⅱ住民税非課税世帯	8000円/月
1割	Ⅰ住民税非課税世帯	8000円/月

- 3割負担の方に関しては、最近一年間に限度額超負担が3回以上ある場合は、4回目以降の限度額が、それぞれ140100円/月、93000円/月、44400円/月に軽減されます。

1. 訪問診療・往診に掛かる交通費は不要です。
2. 診療費の支払いは、月末締めで、翌月に銀行振込もしくは自動振替をお願いしています。
3. 特定疾患公費医療、身体障害者手帳、労災保険、生活保護世帯に対応しています。
4. 介護保険を利用されている方については、居宅療養管理指導料として別途520～1851円/月程度必要となります(負担割合証でご確認下さい)。



< お問い合わせ >

ふるさと往診クリニック 院長 佐藤 泰彦

URL : <http://www.furusato-oushin.jp/>

MAIL : clinic@furusato-oushin.jp

TEL : 022-344-8987 FAX : 022-344-8986

Address : 〒981-3101 仙台市泉区明石南 2-4-5